

国総情建第162号  
平成26年10月21日

一般社団法人全国建設業協会会長 殿

国土交通省大臣官房審議官  
(情報政策担当)



### 建設工事受注動態統計調査への再度の協力依頼について

貴協会におかれましては、日頃より、国土交通行政に対し格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

「建設工事受注動態統計調査」は、国内建設業者の毎月の受注動向を明らかにすることを目的として国土交通省が毎月実施している統計調査で、統計法に基づく基幹統計調査として実施されております。

しかしながら、本調査は、例年、年度後半に向けて回収率が低下していく傾向にあり、平成26年8月分の回収率は、7月分と比べ若干持ち直したものの、本年度も第一四半期と比べると例年同様の低下傾向となっております。このまま低下傾向が続けば、調査の精度に影響が及ぶことも危惧される状況です。

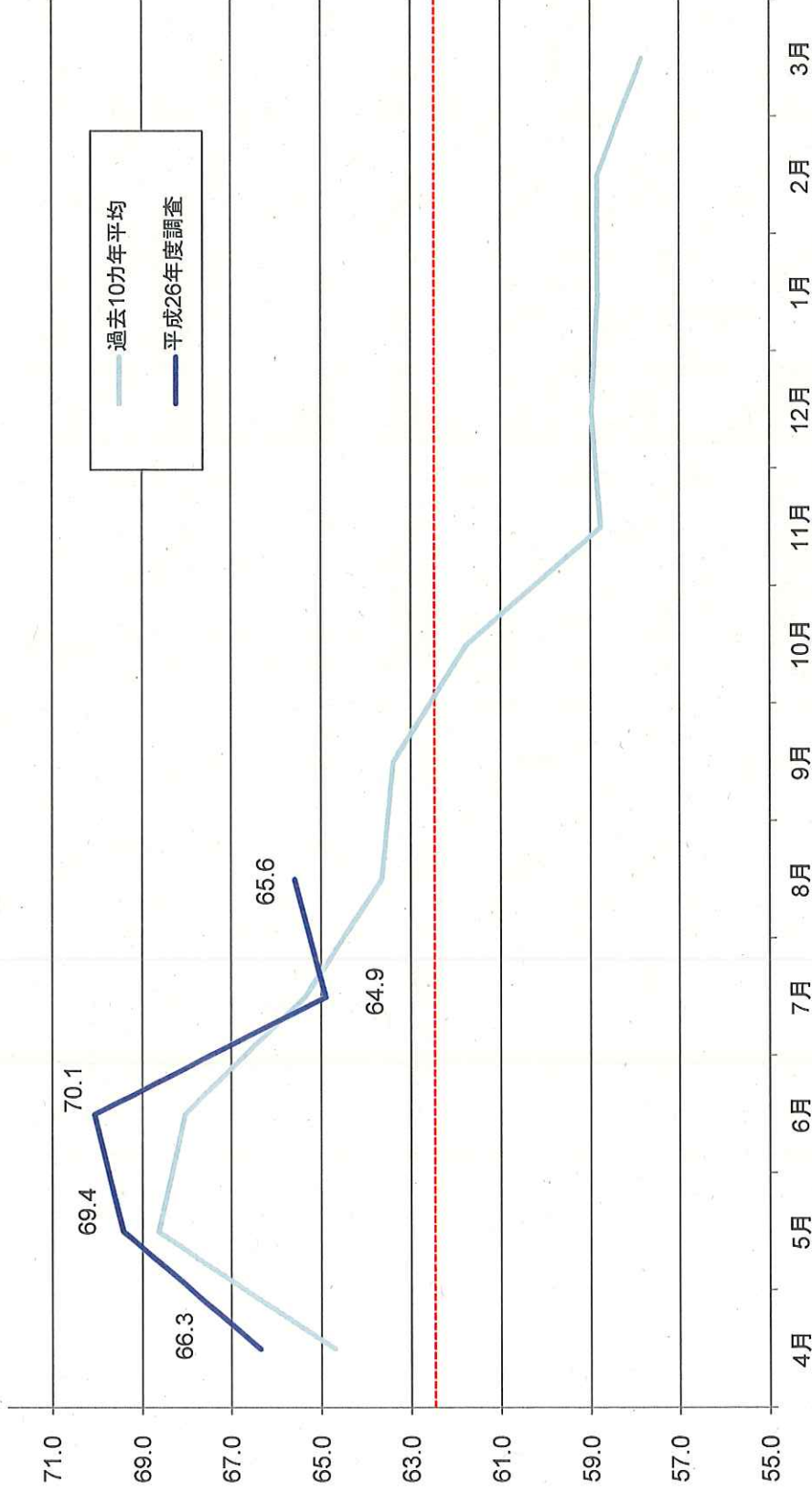
本調査は、国内の建設業者全体の受注動向を工事種別、職種別、地域別等に把握できる唯一の調査であり、我が国の経済・財政政策、建設行政等の重要な基礎資料となっております。近年建設需要は増加の傾向を見せておりますが、依然として建設業を取り巻く環境が厳しいものとなっている現状を迅速かつ的確に把握し、必要な諸施策を推進していく上でも、建設工事の受注状況に関する正確なデータが不可欠となっております。

本調査につきましては、本年度分の調査実施に当たり、平成26年3月12日付け文書で貴協会に御協力をお願いしたところですが、本調査の円滑な実施につきまして、今一度格段のご配慮を賜りますとともに、貴協会会員の方々へご周知いただければ幸いに存じます。業務ご多忙の折、誠に恐縮ではございますが何卒よろしくお願い申し上げます。

# 建設工事受注動態統計調査の回収率について

取扱注意

(回収率 単位: %)



年間平均回収率の  
過去10カ年平均値  
62.4%

例年、年度後半に向けて回収率が低下

## 建設工事受注動態統計調査の概要

### 1. 調査の目的及び沿革

建設工事受注動態統計調査は、我が国の建設業者の建設工事受注動向及び公共機関・民間等からの受注工事の詳細を把握することにより、各種の経済・社会施策のための基礎資料を得るとともに、企業の経営方針策定等における参考資料を提供することを目的としている。

本統計は、平成11年度まで約40年以上実施されてきた「公共工事着工統計調査」、「民間土木工事着工統計調査」及び「建設工事受注統計調査」に替わる統計調査であるとともに、新たに企業統計としての特徴を具備して平成12年度から開始された統計調査である。

### 2. 調査の対象

(甲調査) 調査期日の属する年度の前々年度に施工した建設工事の年間完成工事高が1億円以上ある建設業者のうち国土交通大臣が指定した業者。

(乙調査) 年間完成工事高が比較的大きい建設業者のうち国土交通大臣が指定した業者。

### 3. 調査期日及び調査方法

(甲調査) 毎月末日現在を調査期日とし、翌月10日までに当該建設業者の所在地を統括する都道府県知事に、調査票により申告する自計申告方式によっている。

(乙調査) 毎月末日現在を調査期日とし、翌月20日までに国土交通大臣に、調査票により申告する自計申告方式によっている。

### 4. 標本抽出方法

本調査は、建設業法に定められた建設業の許可を有する建設業者（以下、「建設業許可業者」という）を母集団とし、以下の層化2相抽出の方法によって抽出した標本調査である。

標本抽出のフロー及び概念図を、それぞれ図－1及び図－2に示す。

#### (1) 建設工事施工統計調査（第1相）の標本の抽出

建設業許可業者（建設工事施工統計調査の調査対象年度末現在の許可業者、平成24年度末現在約47万業者）を資本金階層別、層化業種別に分類し、図－1中に示した条件に基づいて約11万業者を抽出する。

#### (2) 建設工事受注動態統計調査（第2相）の標本の抽出

建設工事施工統計調査の結果より得られる完成工事高及び公共元請完成工事高を用いて都道府県毎に同調査の標本（対象業者）を分類し、図－1中に示した条件に基づいて約1万2千業者を抽出する。なお、受注高の詳細調査を実施する大手50社については、有意抽出の方法により抽出する。



図-1 標本抽出のフロー

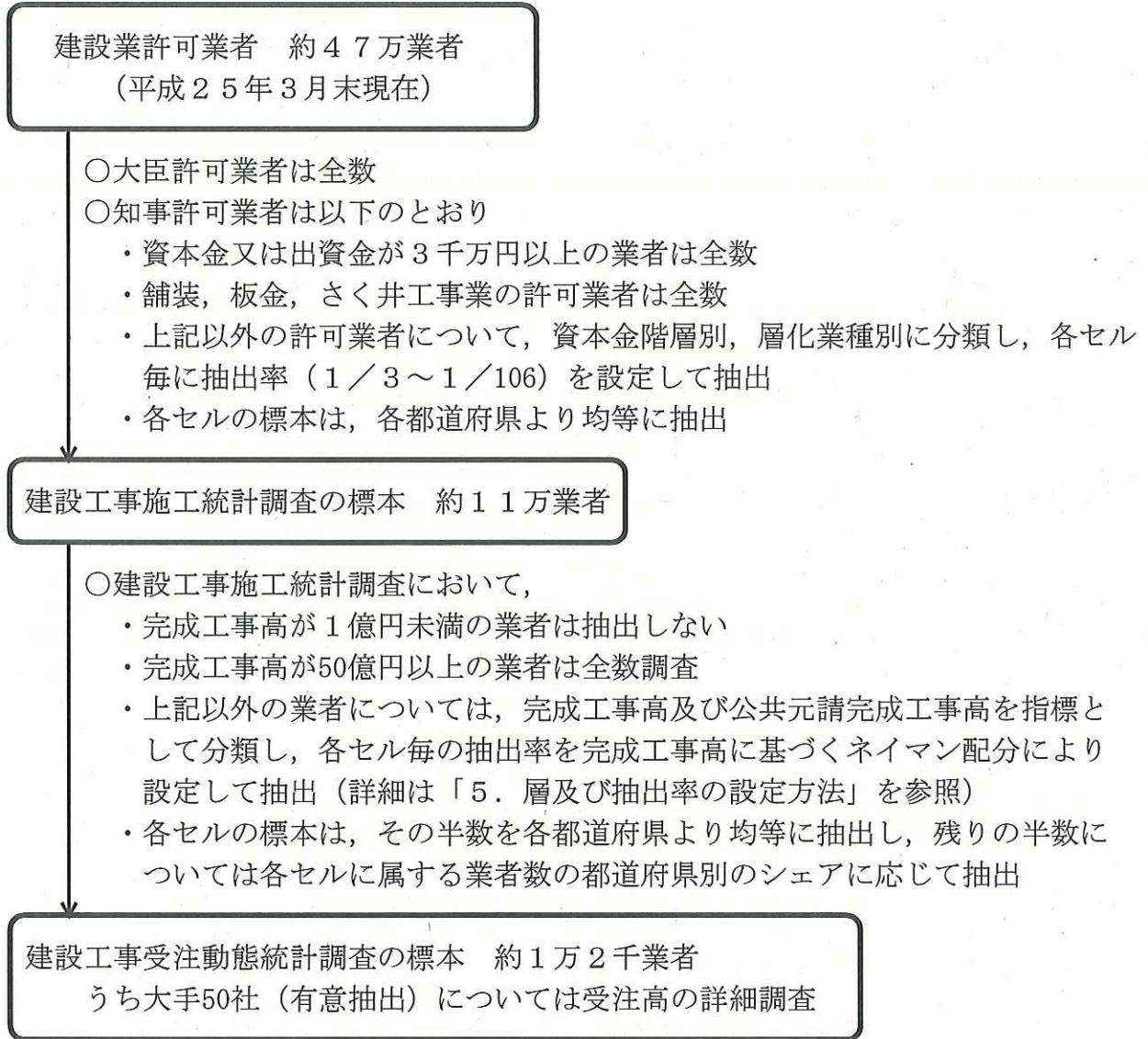
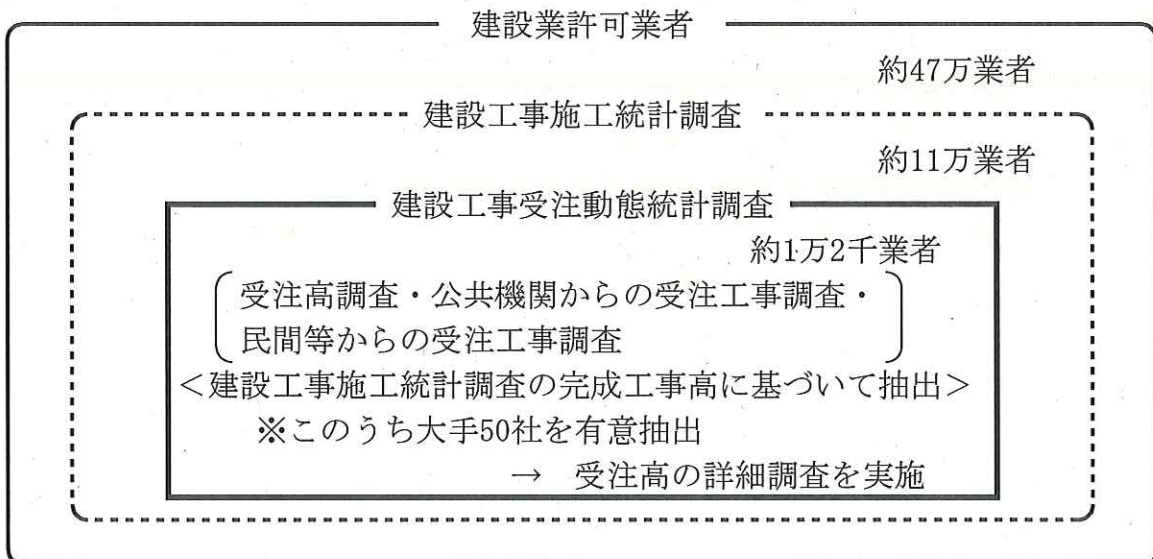


図-2 標本抽出のイメージ



## 5. 層及び抽出率の設定方法

建設工事施工統計調査（第1相）の標本から本調査の標本を抽出する際の、層及び抽出率の設定方法は、以下のとおりである。

- (1) 建設工事施工統計調査における完成工事高及び公共元請完成工事高を指標として、同調査の標本を表-1に示す16のセルに分類し、それぞれのセル毎に抽出率を設定。
- (2) 完成工事高が1億円未満の層からは、標本を抽出しない。
- (3) 完成工事高が50億円以上の層については、全数調査。
- (4) 上記以外の各セルについては、完成工事高を指標としたネイマン配分により抽出率を設定（概ね1/2～1/10）。
- (5) 受注高の詳細調査を実施する大手50社は有意抽出。

表-1 層及び抽出率の設定方法

		完 成 工 事 高			
		1 億 未 満	1 億 以 上	10 億 以 上	50 億 以 上
公 共 元 請 完 工 高	3 千 万 未 満	×	○	○	◎
	3 千 万 以 上	×	○	○	◎
	3 億 以 上	—	○	○	◎
	10 億 以 上	—	—	○	◎

凡例 ◎：全数調査    ○：標本抽出（ネイマン配分）  
 ×：抽出しない    —：存在しない

## 6. 結果の推定方法（母集団への復元方法）

本調査結果については、建設業許可業者全体への復元（母集団推定）を行う。

復元母集団は、調査実施の前々年度末、すなわち平成24年度末における建設業許可業者の名簿である。この母集団に対して、各標本毎に定められる抽出率の逆数を、各標本の調査結果に乗じることにより、母集団推定値を算出（復元）する。

（未回答業者は実績なしとして取り扱う。）

なお、大手50社についての受注高の詳細調査は有意抽出調査であり、母集団への復元は行わない。



## 用語の説明等

### 1. 公表時期等

#### 1) 甲調査

(速報)	月次	: 翌月の月末公表
(確報)	月次	: 翌々月の10日前後公表
	年度計	: 次年度の5月10日前後公表

乙調査 月次 : 翌月の月末公表

年度計 : 次年度の4月末公表

2) 発表機関: 国土交通省 総合政策局  
情報政策課 建設統計室

### 2. 指標のみどころ

#### 1) 建設工事の総受注状況を月次で把握

建設工事の受注状況の実体が、元・下請別、公共・民間別、土木・建築・機械別、資本金階層別、建設業種別及び地域別等により把握されることから、建設工事受注動向の把握及び経済動向、産業構造、建設業構造、地域経済の分析等さまざまな分野で利用可能となっている。

#### 2) 景気対策等の判断資料「公共機関からの受注工事」

本調査は、毎月の公共事業全体の受注動向を把握するものとしては唯一の調査であり、景気対策等の判断資料として活用されるとともに、政府の経済情勢の判断を示す「月例経済報告」においても公共投資動向の判断の要素としても用いられている。

また、発注機関別、目的別工事分類別、工事規模別、共同企業体事業別、資本金階層別及び地域別等、よりきめ細かな公共事業の構造分析が可能となっている。

#### 3) 民間設備投資の先行指標とされる「民間等からの受注工事」

電力、鉄道及び通信工事等の土木工事種類別、製造業、運輸業及び情報通信業等の発注者別、工事規模別、資本金階層別及び地域別に民間土木工事の状況が把握され、また受注段階の把握であることから民間設備投資の先行指標として用いることが可能となっている。

### 3. 利用上の留意点

#### 1) 「受注高」について

- ① 用地費及び補償費は含まれていない。
- ② 請負額の大小に関わらず当該調査期間(請負契約時点)における受注額(変更契約額を含む)の総額を示す。
- ③ JV工事(共同請負工事)の場合は、代表者、代表者以外の構成員を問わず持分額のみを示す。

2) 「公共機関からの受注工事」について

- ① 公共機関から請け負った1件±500万円以上の元請工事を対象とする（変更契約額を含む）。
- ② J V工事（共同請負工事）の場合は、J V工事全体の請負契約額を示す。
- ③ 請負契約額の総額を示すことから、進捗ベースの投資額とは一致しない。

3) 「民間等からの受注工事」について

- ① 民間等から請け負った土木工事及び機械装置等工事については、1件±500万円以上の元請工事を、建築工事・建築設備工事については1件±5億円以上の元請工事を対象とする（変更契約額を含む）。
- ② J V工事（共同請負工事）の場合は、J V工事全体の請負契約額を示す。
- ③ 請負契約額の総額を示すことから、進捗ベースの投資額とは一致しない。
- ④ 第3セクターによる発注工事は、一部のものを除いて「民間等からの受注工事」とする。

4. 用語の解説

1) 受注高

国内で施工されるすべての請負契約額。

2) 元請工事

発注者（施主）から直接請け負った建設工事をいい、民間等で自社のために行った自家工事を含む。

3) 下請工事

元請工事以外の、他の建設業者（元請業者や下請業者）から下請として請け負った建設工事をいい、1次又は2次等の下請工事を含む。

4) 公共機関

国、公団・事業団、独立行政法人、政府関連企業、政府関連企業等、都道府県、市区町村、地方公営企業等。

5) 民間等

公共機関以外の者。

6) J V工事（共同企業体による工事）

複数の建設業者が、共同で受注、施工する建設工事。